### 防犯優良戸建住宅認定制度取扱規程

### 目次

- 第1章 総則(第1条~第5条)
- 第2章 審查委員会(第6条~第7条)
- 第3章 認定関係等(第8条~第18条)
- 第4章 認定内容の変更及び認定の取消し(第19条~第21条)
- 第5章 雑則(第22条)

制改履歴

### 第1章 総則

(概要)

第1条 防犯優良戸建住宅認定制度(以下「本制度」という。)は、戸建住宅の所有者 又はその代理人(以下「申請者」という。)からの申請に基づき、滋賀県防犯設 備士協会(以下「協会」という。)が、協会の定める別表1「防犯優良戸建住宅 認定制度審査基準表」(以下「認定基準」という。)に基づき、防犯性の高い戸 建住宅を認定する制度である。

(目的)

第2条 本制度は、戸建住宅における防犯性向上に寄与する住宅の構造、設備等を明らかにし、協会による客観的審査を通じてその適合性を認定することにより、『「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例』に基づき、安全なまちづくりを推進するための『住宅に関する防犯上の指針』に示す防犯性の高い戸建住宅の普及を図るとともに、県民の住宅侵入事犯に対する不安感を軽減し、もって安全で安心な住生活を実現することを目的とする。

(用語の定義)

- 第3条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 防犯優良戸建住宅 認定基準を満たし、住宅への侵入を伴う犯罪の防止に留意した構造、設備等 を有する戸建住宅であることを協会によって認定された住宅をいう。
  - (2) 認定 本規程に定める認定審査に基づき協会が防犯優良戸建住宅として認めることをいう。
  - (3) 認定審査 審査委員会によって実施される第11条第1項に定める審査をいう。

(申請の対象)

第4条 本制度の申請の対象となる住宅(以下「申請対象住宅」という)は、滋賀県内 の以下の戸建住宅とする。

(1) 新築建物

新築予定の戸建住宅において、当該建物の間取り、構造及び設備等が決定した後に申請されたもの。

(2) 改築建物

改築予定の戸建住宅において、当該建物の間取り、構造及び設備等が決定した後に申請されたもの。

(認定基準)

第5条 認定基準は、別表1に定めるとおりとする。

### 第2章 審查委員会

(審査委員会の設置)

- 第6条 認定に係る認定審査を行うため、協会に審査委員会を設置する。
  - 2 審査委員会は、協会に属する防犯設備士又は総合防犯設備士の資格を有する 者のうち、協会理事会が選任する3名以上の委員(委員長を含む)で構成する。
  - 3 審査委員会の議決は、委員全員の同意をもって決定する。

(審査委員会の所掌事項)

- 第7条 審査委員会の所掌事項は、以下のとおりとする。
  - (1) 認定の審査に関する事項(認定審査及びその可否決定)
  - (2) 認定取消しの審査に関する事項(認定取消審査及びその可否決定)

### 第3章 認定関係等

(申請の単位)

- 第8条 認定の申請については、原則、申請対象住宅一建物につき一申請とする。但し、申請対象住宅が複数棟ある場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、同一物件とみなし、1回の申請で足りるものとする。
  - (1) 複数棟の申請対象住宅が同一所在地にあり、所有者が同一、かつ同一機会の申請である場合。
  - (2) 複数棟の申請対象住宅が異なる所在地にまたがる場合においても、立地状況等から客観的に同一物件とみなされ、所有者が同一、かつ同一機会の申請である場合。

(申請)

第9条 本制度の認定を受けようとする申請者は、申請対象住宅の構造、設備等の仕様が明らかとなったときから、様式1号の申請書に必要事項を記載のうえ、別表2 に定める必要書類を添えて協会に申請を行うものとする。

(審査料)

第10条 本制度の認定を受けようとする申請者は、申請時に別表3に定める審査料を 協会が指定する銀行口座に振り込まなければならい。

### (認定審査)

- 第11条 第9条に基づく申請を受領した場合、審査委員会は申請対象住宅に関する書 類審査及び現地審査を行い、当該審査の結果に基づき認定又は不認定の決定を 行うものとする。
  - 2 前項に定める書類審査及び現地審査は、審査委員会の委員又は協会に属する 防犯設備士若しくは総合防犯設備士の資格を有する者であって審査委員会によ って指名される者(以下併せて「審査員」という。)がこれを行うものとする。
  - 3 協会は第1項の審査結果を協会所定の認定通知書により速やかに申請者に通知しなければならない。
  - 4 書類審査又は現地審査の結果、申請内容が認定基準を満たさないと判断した場合には、協会は、申請者に対して構造又は設備等の仕様の変更を求めるなど、申請対象住宅が認定基準を満たすよう必要な助言、指導を行うものとする。
  - 5 前項の助言、指導を受けた申請者は、必要な変更を行い、認定基準を満たさないと判断された審査について、第9条の定めに従い再度申請を行うことができる。 但し、前項の判断が現地審査の結果によるものであって、変更後において書類審査に係る内容を変更する必要がある場合は、書類審査及び現地審査を再申請しなければならない。

### (書類審査)

- 第12条 審査員は、書類審査として、申請者より提出された申請書及び必要書類に記載される事項が認定基準を満たすか否かの確認を行う。
  - 2 前項において、認定基準を満たすことが確認された場合は、審査員は、現地 審査を実施するものとする。
  - 3 審査員は、書類審査の結果を速やかに審査委員会に報告するものとする。

#### (現地審查)

- 第13条 前条で認定基準を満たすことが確認された申請対象住宅の竣工後、2名以上の審査員により現地において申請対象住宅の実際の構造及び設備等が認定基準を満たすか否かの確認を行うものとする。
  - 2 審査員は、現地審査の結果を速やかに審査委員会に報告するものとする。

### (認定証等の交付)

- 第14条 協会は、申請対象住宅に対する認定を行った場合、当該住宅の申請者に対して認定証及び認定シールを交付しなければならない。
  - 2 申請者は、認定証及び認定シールの受領に際し、様式2号の誓約書を提出するものとする。
  - 3 第8条但書きに基づき申請された複数棟の申請対象住宅が認定された場合、申請者は認定後、当該申請で認定された防犯優良戸建住宅の棟数に応じた数の認定証及び認定シールの交付を申請することができる。
  - 4 第1項の他、協会は、第19条第2項に基づき新たな所有者から防犯優良戸建 住宅の所有者が変更となった旨の申請がなされた場合は、新たな所有者に対して

認定証及び認定シールを交付しなければならない。

### (認定登録)

- 第15条 協会は、審査委員会において第11条に基づく認定、第17条に基づく更新、 第19条に基づく所有者の変更、又は第20条に基づく取消を行った場合、協会 が管理する認定登録簿に必要な事項を登録しなければならない。
  - 2 不認定とした場合には、協会は申請者が提出した申請書類一式を廃棄しなければならない。

### (認定期間)

- 第16条 認定期間は、第11条第3項に基づく通知の日から起算して5年間とする。 (更新申請)
- 第17条 認定の更新を希望する申請者は、認定期間が満了する3か月前までに更新申請を行うことができる。
  - 2 更新審査料については、第10条の規定を準用する。
  - 3 更新審査については、第11条(書類審査に係る定めを除く)及び第13条の 規定を準用する。

### (所有者の遵守事項)

- 第18条 防犯優良戸建住宅の所有者(第14条第4項に定める新たな所有者を含む) は、建物の防犯性の維持管理及び近隣住民との良好な関係構築に努めなければな らない。
  - 2 所有者は、第13条及び第17条に基づく現地審査が円滑に実施できるよう、 協力しなければならない。
- 第4章 認定内容の変更及び認定の取消し

### (認定内容の変更)

- 第19条 防犯優良戸建住宅の所有者は、認定後において認定証記載事項並びに認定基準に係る構造又は設備等に変更が生じた場合には、様式3号の変更届により速やかに協会に届出なければならない。
  - 2 防犯優良戸建住宅の所有者を変更する場合には、前項の変更届に加え、様式4 号の誓約書を協会に提出しなければならない。
  - 3 審査委員会が第1項の変更届の記載内容が認定基準を満たしていないと判断した場合には、所有者に対して構造又は設備等の仕様の変更を求めるなど、当該届の内容が認定基準を満たすよう助言、指導を行うものとし、必要があると認める場合には現地審査を行うものとする。

### (認定の取消し)

- 第20条 協会は、次のいずれかが生じた場合、認定を取り消すものとする。
  - (1) 所有者が、認定の取消しを様式5号の申請書により申請した場合。
  - (2) 防犯優良戸建住宅が、火災、震災等により焼失又は損壊した場合。
  - (3) その他、防犯優良戸建住宅が、認定時における認定基準を満たさなくなった

場合。

- (4) 所有者が、第14条第2項、第18条又は第19条第1項若しくは第2項に 掲げる事項を履行しない場合。
- (5) 所有者が、協会に対して虚偽の申請並びに認定証及び認定シールの複製による無断使用等を行うなど、将来にわたり防犯優良戸建住宅の維持管理が期待できないと認められる場合。

### (取消しの連絡等)

- 第21条 協会は、前条の規定により認定を取り消したときには、所有者に対し、その 旨を協会所定の認定取消通知書により通知するものとする。
  - 2 通知を受けた所有者は、交付を受けた認定証及び認定シールを返納しなければ ならない。
  - 3 協会は、認定取消しの手続完了後に所有者等が提出した申請書類一式を廃棄 しなければならない。

### 第5章 雜則

(守秘義務)

- 第22条 本制度の審査に関与した者は、審査上知り得た個人情報及びプライバシーに 関する事項を適切に管理し、第三者に漏らしてはならない。
  - 別表 1 防犯優良戸建住宅認定制度審查基準表
  - · 別表 2 防犯優良戸建住宅認定制度添付必要書類
  - 別表3 防犯優良戸建住宅認定制度審査料
  - ·様式1号 防犯優良戸建住宅認定·登録申請書
  - ・様式2号 認定に伴う誓約書
  - 様式 3 号 登録事項変更届
  - ・様式4号 変更届に伴う誓約書
  - ·様式5号 防犯優良戸建住宅登録取消申請書



### 制改履歴

	制改廃年月日	改正の理由及び要旨
1	2022 年 X 月 XX 日	初版制定